

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八 年 四 月 二十四 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 一陽会 イーストクリニック	広島市南区段原南一―三―五三広島イーストビル六F	令和 八・六・九
たむらメンタルクリニック	広島市中区大手町三丁目六―一二 おおうちビル四階	令和 八・六・一
だいきこく皮膚科・アレルギー科	広島市中区三川町一―二〇	令和 八・六・一〇
中央通り乳腺検診クリニック	広島市中区三川町一―二〇	〃
香川乳腺クリニック	広島市中区三川町一―二〇	令和 八・六・一六
徳永呼吸睡眠クリニック	広島市中区幟町一三番四号広島マツダビル二F	令和 八・六・一
広島中央リハビリテーション病院	広島市中区平野町六―二四	〃
そえだ眼科	広島市佐伯区楽々園四丁目六番二三号	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
寺岡内科・呼吸器科	呉市本通五丁目六一二	令和 八・六・一
長外科胃腸科医院	福山市駅家町法成寺四番地一	〃
こじょう内科	福山市南手城町一丁目一五番三号	〃
みたに泌尿器科クリニック	廿日市市下平良一丁目三一三六	〃
今村メモリアルクリニック	山県郡北広島町有田一五三二千代田サンクス 三F	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八 年 四 月 二十四 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山崎歯科医院	広島市東区矢賀新町二丁目七―一〇	令和 八・六・二
結デンタルクリニック	広島市南区旭一丁目九番一八号	令和 八・六・一
山本歯科	広島市中区江波本町五―三〇	〃
八幡歯科・矯正歯科	広島市佐伯区八幡二―二二―二二	〃
まつしま歯科クリニック	広島市佐伯区湯来町大字和田一七八番地一	〃
今田歯科医院	竹原市忠海中町二丁目二番五―一	〃
クローバーデンタル	東広島市西条寺家駅前一三番二〇号ICZ一〇二	〃
医療法人社団 コアラ小児歯科	安芸郡海田町南昭和町一三番九号	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竹中歯科医院	安芸郡府中町宮の町二―五―二七古田ビル二令和 F	八・六・一
岡山歯科医院	豊田郡大崎上島町中野四四九〇―一	〃
みやじ歯科	庄原市東城町川東一―三四	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八 年 四 月 二十四 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
国泰寺薬局	広島市中区国泰寺町二丁目三―六	令和 八・六・一
ひよこ薬局	広島市南区出汐一丁目五―一四	〃
ハーテイ薬局 幟町店	広島市中区幟町一三―四広島マツダビル一階	〃
きた薬局	広島市安佐北区亀山二―六―二二	〃
ライフしみず薬局	広島市佐伯区楽々園四丁目五番二号	〃
いちご薬局	竹原市中央二丁目一八―一六	〃
アプロ 中央薬局	尾道市土堂二―六―一八	〃
市薬局	尾道市御調町市一〇〇	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ももたろう薬局 駅家店	福山市駅家町大字万能倉七二八―七	令和 八・六・一
オール薬局 駅家店	福山市駅家町大字倉光一五六番地三	〃
オール薬局 近田店	福山市駅家町大字近田一七番地六	〃
オール薬局 松浜店	福山市松浜町四丁目五番二六号	〃
オール薬局 備後府中店	府中市府川町四六五―一	〃
四季が丘薬局	廿日市市四季が丘五丁目一三―六	〃
江田島ひかり薬局	江田島市江田島町中央四丁目一七―七	〃
あやめ薬局 せら店	世羅郡世羅町本郷九四〇―二	〃